

# 政務調査費使途に関する考え方

2010年5月19日

13 奥山たえこ(みどりの未来。監査対象時の所属会派:社会民主党・みどり)

## 1 住民監査請求人の指摘事項

今回、監査請求人（以下「請求人」）から指摘のあった項目は、すべて奥山の当該2008（平成20）年度の支出であることを確認した。小計金額にも誤りはない。

以下、表部分は奥山の出納簿からの再掲である。

## 2 按分処理に関する考え方と対処方法の変更

### (1) 按分処理の必要性は認める

議員である奥山の活動は、理論上、個人、議員、政務調査の3つに分類することが出来る。しかし3者は截然と分けられるわけではない。例えば、議員年金廃止運動、議会の制度改革運動、もしくはホームレスの支援運動。いずれも奥山が現在特に力を入れている活動であり、質問や質疑も行なったことのあるテーマである。だからこれらはすべて政務調査活動だと主張することも出来る。しかし一面では、これらは議員として取り組むべきテーマの一つでもあるとか、また個人的関心や動機が特に高く、たとえ議員でなくても取り組んでいただろうことを考えると個人的活動でもあるとの指摘も可能だろう。

それでも、大まかに分けることは可能であるし、かつそうしなければならない(使途基準の要請でもある)。その按分割合は、逐一記録を取る統計処理はできず(例えば時間数のような客観的な基準が使えるわけではない)、実感に基づく主観的なものになってしまうが、それでも公金を費消しているという責任に見合うだけの説明をすることは十分可能だと考える。

### (2) 按分処理の手法に齟齬がある

よって、奥山の収支報告書も概ね按分処理の考え方に基づいて作成している(携帯電話料金など)。しかし按分処理がなされていないものに関し、請求人との間に認識の齟齬があるようだ。

というのは、昨年度の住民監査請求において奥山は、印刷用紙の按分をすべきだと指摘を受けた。それに対して、政務調査に使うものとそれ以外のものとはそもそも別々に購入しているので、按分処理は必要ないと主張し説明した。この方針は、当該年度、今回指摘を受けた文具購入でも貫かれている。つまり奥山は、購入文具のすべてを政務調査費支出として計上しているわけではなく、「政務調査のために使用する」と考える物品のみを計上するという方針で処理しているのである。しかし今回も用紙について指摘されたことを鑑みると、昨年度も感じたことだが、この手法だと、計上しなかったものが請求人には見えないので常に同様の

指摘が続くことになる。つまり実際に数字として現れない限り、請求人を納得させることは出来ないのだということを、改めて痛感した。

### (3) 昨年度の修正の後

支出計上に「按分を要する」との請求人の考え方は、2007（平成 19）年度分を対象に、昨年 2009（平成 21）年 5 月、今回と同じ請求人により指摘されたところである。よって請求人においては今回、「昨年の指摘がちっとも生かされていないではないか」との印象を抱くかもしれない。だがそれについては、2009（平成 21）年 5 月の指摘時点、すでに当該 2008（平成 20）年度の支出に関しては、政務調査報告書を提出済みであったこと（つまり、行き違い）を、最初にお断りしておく。そして、指摘に従い翌月 2009（平成 21）年 6 月には、政務調査費収支報告書を修正の上、支出の一部を返却したことは、請求人も知るところであろう。

もとより奥山においては、それ以後、当該 2008（平成 20）年度支出の修正をする機会は何度もあった。しかし請求人が次の開示請求を行なった後に修正を行なうことは混乱をきたすと考えたこと。また按分の必要性和その割合いについて、自分なりに検証したいとも考えたので、一旦提出した後は一切修正を行っていない。よって今回は、この1年間の按分実感をも参考に考察していくことにする。

### (4) 当該年度と昨年度分の修正

上の(2)において検証した通り、政務調査費を費消する立場には、当然ながら明示的な説明が求められる。よって、指摘に対し、ほぼそれに従った修正を行なうこととする。その中には奥山の方針に立てば、按分の必要なしと考えるものも含まれるが、請求人の趣旨が理解できる範囲で個別に判断していく。

また、蛇足だが、すでに提出済みの昨 2009（平成 21）年度分の支出に関しても同様の方針で、近いうちに修正を行なうことにする。もちろんそれは計上出来る限りのものをすべて追加計上するというわけではない。

## 3 領収書の宛名に関する考え方

### (1) 領収書の宛名がない場合

領収書をもらう時、「宛名はどうですか、但し書きは」、と聞かれるのが通常である。ところが理由は不明だが、経験的に郵便局ではそれが無い。今回2件の宛名漏れを指摘されたが、この2件は、言うまでもなく、他の人が使用した領収書をもらい受けたものではなく、単に宛名を書いてもらい忘れたものである。

2件のうちの1件、郵便局の方はそれである。もう1件、LAOXの方は、領収書の文言はあるものの、そもそも宛名欄がない。領収書の体をなしていないと言わざるを得ない。これらの件については、信用して下さい、今後は気をつけますとしか説明のしようがありません。

## (2) 領収書の宛名が会派になっている場合

今回、「会派の名前が記載された領収書は本人支出とは認められない。」との指摘を受けた。その趣旨をどう理解し、本人支出とするためにはどう対処すべきか分からずに当惑している。

この件については、確かに宛名は奥山の個人名ではないことは認める。しかし、奥山の所属会派名であり、他人名義でもなければ、他の会派名でもないのである。そもそも請求人においては、補助金から始まった政務調査費の制度は、支給対象をむしろ個人ではなく、会派を原則としている(蛇足だが、会派に属さない一人議員には支給しない議会も、わずかだが存在する)ことは、当然周知のことであろう。

しかも、杉並区議会は会派制をとっており、実際、会派として合同で調査活動を行なうことは日常的である。わが会派(当時の社みどり)の場合、実際の活動は個人が行なっているが、会派としての意志の統一は常に諮っている。例えば、議案に対する意見開陳は、会派としてまとめるなどである。それを個人ごとに貢献度を按分し、かかる支出もすべて個人に還元していくことは、理論上は可能かもしれないが、実務上はほぼ不可能である。それでもそうすべきだと言うなら実施するとしても、それは煩瑣を免れずそのための事務経費も発生することになる。そしてそれで得られる利益はどのようなものであろうか。

今回指摘の領収書は、議会控え室で使用するコピーカウンターに関する 12 か月分である。若干説明すると、コピーカウンターカードは会派ごとに支給されており、支出金額は議会事務局員が枚数に応じて計算の上、会派に請求してくれる。もし請求人の趣旨に沿おうとするならば、議員の数だけカードを用意し、その数だけ請求書を作成することになる。その考え方は受け容れることが出来ない。

なお、議会控え室で使用するコピーには議員活動が混じることはありうる。その意味で按分は必要であると考えるので、その修正は行なうこととする。

以上を踏まえた上で、以下各項目ごとに考え方を示していく。

## 4 実際の処理内容

### 1 他の用途との併用が想定され按分を要する支出

	年	月	日	摘 要	(科目)	整理番号	受	払
1	1	2008	4	11	プリンター用トナー 2本 エプソン LPA3ETC13 トナーナンバーワンへ	事務費	5	16,800

1	2	2008	4	14	文具:ボールペン¥210*2、鉛筆削り¥210、コピー用紙¥460、板目紙¥147。/柏屋文具店	事務費	8		1,237
1	3	2008	4	15	文具:板目紙4枚。/柏屋文具店	事務費	10		84
1	4	2008	4	17	文具:大型ボトルのり。/喜久屋文具店	事務費	11		1,134
1	5	2008	5	20	文具:B4サイズバイнда ¥520、板目紙 ¥215	事務費	11		735
1	6	2008	6	4	文具:付箋¥210×2、ノート¥116、書類ボックス¥786 @無印良品	事務費	2		1,322
1	7	2008	7	4	文具:ブックエンド 2組 @¥614 /株弘文堂	事務費	8		1,228
1	8	2008	7	23	用紙代:出力用紙(中厚口) 200枚×2 /株不二屋	事務費	25		882
1	9	2008	11	19	封筒代:ニュース(19,20号)発送用封筒長形3号 10,000枚×@¥4.40 @NPO法人レインボー	広報費	14		44,000
1	10	2008	12	2	インク代:RISOINK Ztype E 黒4本各¥2,900+消費税 @理想科学工業	事務費	9		12,180
1	11	2008	12	29	文房具:消しゴム、のり、接着剤 @株不二屋	事務費	32		1,375
1	12	2009	2	1	文具:段ボール・スタンドファイルボックス5枚組	事務費	1		787
1	13	2009	3	3	用紙代:エコペーパーA3 ナチュラル5箱¥15,950 /中部リサイクル運動市民の会	広報費	1		15,950
小計金額									97,714

●2008.4.11 プリンター用トナー 2本・・・ エプソン LPA3ETC13 トナーナンバーワンへ ¥16,800→7割計上に修正する。

プリンター用トナーは昨年度、請求人の指摘に従い7割計上としたところである。その後観察したところ、使用の大半が区政報告書の作成や発送の宛名印刷、議会質問や質疑のための資料、2-(1)で述べたような活動関連の出力であった。よって実感は政務調査費が9割だが、昨年度に合わせて、7割とする。

●2008.4.14 文具:ボールペン¥210\*2、鉛筆削り¥210、コピー用紙¥460、板目紙¥147。/柏屋文具店 事務費 8 ¥1,237→5割計上に修正する。

このボールペン2本は、ペンケースに入れて日常的に使っているの、他用途との併用があることを認める。鉛筆削りは、議会控え室にて使用している。紙は、奥山は日常的には白色度60%を使用しているの、コピーすると薄く影が出る。そのためこのコピー用紙は、白色100%のもので、版下や資料作成のためさらにコピーが必要なものに使った。板目紙は控え室においてある資料を入れた本棚の仕切り版と

して使っている。よって大部分は政務調査であるが、今回はボールペンを加味して5割とする。

●2008.4.11.5 文具：板目紙4枚。/柏屋文具店 事務費 10 ・ ¥84→7割計上に修正する。

板目紙の用途は、4月14日既述の通り。よって100%政務調査費だと考えるが、議員活動の資料だとの見方も可能だ。よって、7割計上に修正する。

●2008.4.17 文具：大型ボトルのり。/喜久屋文具店 事務費 11 ・ ¥1,134→7割計上に修正する。

奥山は通常、区政報告書を自前で発送しており（この時は珍しく福祉団体にも依頼した）、その封入作業に糊を大量に必要とする。よって100%政務調査費だと考えるが、では他用途にまったく使わなかったかと言われると、数回はあったかもしれないと思う。よって按分する。なお割合は、実感では98%だが、分かりやすくするためなるべく統一したいので、7割とする。

●2008.5.20 文具：B4サイズバイнда ¥520、板目紙 ¥215 事務費 11 ・ ¥735→7割計上に修正する。

バイнда（正しくはクリップボード）は、広報課や議会事務局が配布する杉並関連資料を挟むために使用している。よって100%政務調査費だと考えるが、議員活動の資料整理の用品だとの見方も出来よう。よって、7割計上に修正する。

●2008.6.4 文具：付箋¥210×2、ノート¥116、書類ボックス¥786 @無印良品 事務費 2 ・ ¥1,322→7割計上に修正する。

付箋は日常的に使っているのだから、議員活動との併用があることを認める。ノートは議会の会議や政務調査の記録に使用した。書類ボックスは控え室の本棚や机の上で使っている。よって100%政務調査費だと考えるが、議員活動の資料整理の用品だとの見方も出来る。よって、7割計上に修正する。

●2008.7.4 文具：ブックエンド 2組 @¥614 /株弘文堂 事務費 8 ・ ¥1,228→7割計上に修正する。

板目紙、書類ボックスと同様、控え室の本棚や机の上で使っている。よって100%政務調査費だと考えるが、議員活動の資料も含むとの見方も出来る。よって、7割計上に修正する。

●2008.7.23 用紙代：出力用紙（中厚口） 200枚×2 /株不二屋 事務費 25 ・ ¥882→7割計上に修正する。

この用紙も4月14日のと同様白色度100%のもので、資料作成の版下やさらにコピーが必要なものに使っている。よって100%政務調査費だと考えるが、議員活動に使うことも皆無ではない。よって、7割計上に修正する。

●2008.11.19 封筒代：ニュース（19,20号）発送用封筒長形3号10,000枚×@ ¥4.40 @NPO法人レインボー 広報費 14 ・ ¥44,000→95%計上に修正する。

封筒は、昨年度も指摘を受けている。その際は10%を別用途と考え9割計上とした。その後観察したところ、10,000枚に対し、別用途はせいぜい300枚であった。そこで、多めに見積もって5%とし、95%計上とする。

●2008.12.2 インク代：RISOINK Ztype E 黒4本各¥2,900+消費税 @理想科学工業 事務費 9 ・ ¥12,180→按分の必要なしと考える。

リソグラフィインクは、昨年度も按分の指摘を受けている。その際は、政務調査費用とそうでないものを別々に購入しているから用途が混ざることはない旨説明した。今回は、まさに同日、別用途分を発注している。よって、按分の必要なしと考える。

なお、個人購入の同日の分の支払い振込証書と、翌年2009年1月14日（今回の当該年度である）支払い振込証書の写しを添付する（▼別紙1）。

●2008.12.29 文房具：消しゴム、のり、接着剤 @（株）不二屋 事務費 32 ・ ¥1,375 →7割計上に修正する。

控室で日常的に使っているものである。議員活動にも使用している可能性のあること考慮して、7割計上に修正する。

●2009.2.1 文具：段ボール・スタンドファイルボックス5枚組 事務費 11 ・ ¥787 →7割計上に修正する。

用途は、書類ボックスと同様、控え室の本棚や机の上で使っている。よって100%政務調査費だと考えるが、議員活動の資料も含むとの見方も出来る。よって、7割計上に修正する。

●2009.3.3 用紙代：エコペーパーA3 ナチュラル5箱¥15,950 /中部リサイクル運動市民の会 広報費 11 ・ ¥15,950→按分の必要なしと考える

昨年度の指摘を受けて説明したとおり、印刷用紙は、政務調査費用とそうでないものを別途に購入している。参考までに、当該年度の前年度に購入し、当該年度も使い続けていた個人購入の用紙の振込証書の写しを添付する（▼別紙2）。

2 氏名記載がない領収による支出は本人の支出とは認められない。

	年	月	日	摘 要	(科目)	整理 番号	受	払
1	2008	9	29	消耗品:単4形充電電池 1個(ボイスプレーヤー用)、5割計上¥680x2=¥340	事務費	22		340
2	2008	12	8	切手代:80円x50枚@杉並郵便局	事務費	14		4,000

領収書に宛名のないことについては、上の3-(1)で考え方を述べた。よって修正の必要なしと考える。

3 会派の名前が記載された領収書は本人支出とは認められない。

	年	月	日	摘 要	(科目)	整理 番号	受	払
	2008	4	22	控室コピー料 08/3 月分 リコー販売(株)	事務費	16		1,168
	2008	5	23	控室コピー料 08/4 月分 リコー販売(株)	事務費	15		792
	2008	6	26	控室コピー料 08/5 月分 リコー販売(株)	事務費	17		2,413
	2008	7	28	控室コピー料 08/6 月分 リコー販売(株)	事務費	33		1,250
	2008	8	28	控室コピー料 08/7 月分 リコー販売(株)	事務費	16		1,147
	2008	9	25	控室コピー料 08/8 月分 リコー販売(株)	事務費	12		211
	2008	10	31	控室コピー料 08/9 月分 リコー販売(株)	事務費	21		2,557
	2008	11	28	控室コピー料 08/10 月分 リコー販売(株)	事務費	22		757
	2008	12	24	控室コピー料 08/12 月分 リコー販売(株)	事務費	29		3,462
	2009	1	26	控室コピー料 08/12 月分 リコー販売(株)	事務費	26		519
	2009	2	24	控室コピー料 09/1 月分 リコー販売(株)	事務費	14		98
	2009	3	23	控室コピー料 09/2 月分 リコー販売(株)	事務費	11		911
小計金額								15,285

宛名が会派名になっていることについては、上の3-(2)で考え方を述べた。よって修正の必要なしと考える。ただし、議員活動分にも僅かに使用することを認めて、7割計上に修正する。

以上